

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅及び住宅地区改良に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、公営住宅及び住宅地区改良に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

茨城県北茨城市長

## 公表日

令和7年10月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅及び住宅地区改良に関する事務
②事務の概要	入退居申込、入居決定通知、家賃決定通知、収入申告、同居承認、入居者異動、家賃の減免及び徴収猶予等、市営住宅入居者の管理等に関する事務
③システムの名称	公営住宅システム、宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 公営住宅情報管理ファイル 2. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第19、35の各項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18、26の各条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>＜選択肢＞</p> <p>[      実施する      ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第19項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条1項 ・番号法第十九条、第二十一条 別表第二 第31項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	都市建設部 都市計画課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
――	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	都市計画課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	都市計画課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人以上 ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢>
		1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[  人手を介在させる作業はない ]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ <input type="checkbox"/> 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー記載書類の提供を受けた際には、マイナンバーカードとの照合を行い、誤りがないか確認し、二重チェックも併せて行う。

## 9. 監査

実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 ]	[ <input type="checkbox"/> 内部監査 ]	[ <input type="checkbox"/> 外部監査 ]
-------	--	-----------------------------------	-----------------------------------

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ <input type="checkbox"/> 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[  全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策	[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--

当該対策は十分か【再掲】	[ <input type="checkbox"/> 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	鍵付きキャビネットに保管する等、人目に触れないよう厳重に保管している。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、①実施の有無	実施しない	実施する	事後	所得情報取得を実施するようになったため
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一 第19項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条1項</li> <li>・番号法第十九条、第二十一条 別表第二第31項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条1項</li> </ul>	事後	
令和7年10月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	都市建設部 建設課	都市建設部 都市計画課	事後	組織改編による
令和7年10月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	建設課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	都市計画課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織改編による
令和7年10月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	建設課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	都市計画課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111	事後	組織改編による
令和7年10月31日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 2取扱者数	500人未満	500人以上	事後	
令和7年10月31日	II しきい値判断項目 2取扱者数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考えられる対策		様式変更に伴い新規作成	事後	